

浦安鐵鋼団地協同組合 I N F O R M A T I O N

TEL 047-350-5311 FAX 047-350-5316

URL <http://www.tekkoo.net/urayasu>

《H24.6.26 No.225》

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」・ 「太陽光発電促進付加金」減免措置について

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」(0.22円/kwh)が、従来の「太陽光発電促進付加金」(0.06円/kwh)に加えて、8月分からの電気料金に上乗せされます。両制度の合計で0.28円/kwhを通常の電気料金と併せて負担することになります。

しかしながら、東日本大震災の被災者については、申請によって減免措置を受けることができます。

手続き方法を下記の通りご案内いたしますので、各社において申請されますことをお勧めいたします。なお、減免は個人住居についても適用されますので、対象の従業員の方々にも周知されますようお願いいたします。

記

①対象：東日本大震災で建物損壊等の被害を受け、罹災証明書または被災証明書の交付を受けた個人及び事業者

②申請方法：「再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書」に必要事項を記載の上、罹災証明書または被災証明書の写しを添えて東京電力㈱に郵送してください。この申込書の提出によって両制度の減免の申請となります。

送付先：東京電力㈱京葉支社 お客さまサービスグループ
〒273-0011 船橋市湊町2-2-16

問合せ先TEL：047-769-2110 東京電力㈱京葉支社 地域共生グループ

***申込書は組合事務局にご用意しておりますので、お受け取りください。また、組合HP([tekkoo.net](http://www.tekkoo.net))にも掲載してあります。**

③減免期間：平成24年8月分～25年4月分の電気料金に適用。

④東京電力㈱にて申請の内容を審査の上、8月分の電気料金から減免が適用されます。申請が8月以降になっても、遡って8月分から精算するとのことですが、早めの申請をお勧めいたします。

⑤東日本大震災の被災がなくても、電力使用量が極めて大きい事業者にあっては、本申請とは別の賦課金減免制度があります。東京電力㈱の担当者にお問合せください。

